

留学生の現況と告示基準の改正について



法務省

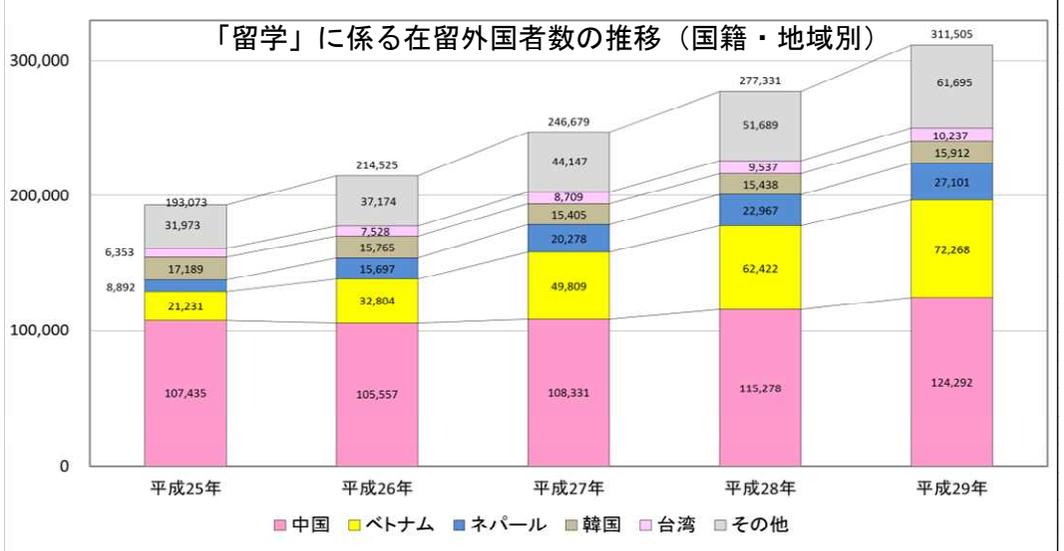
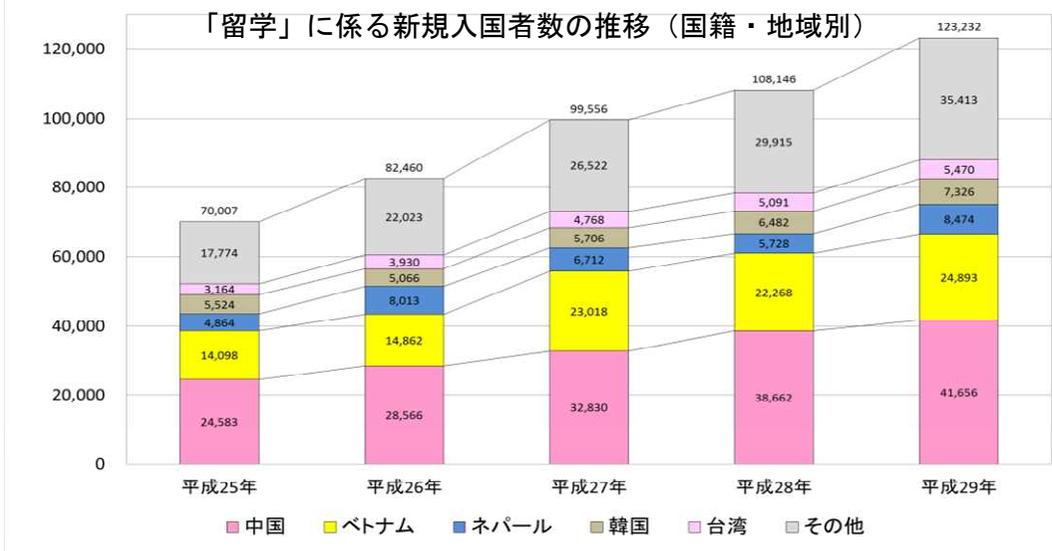
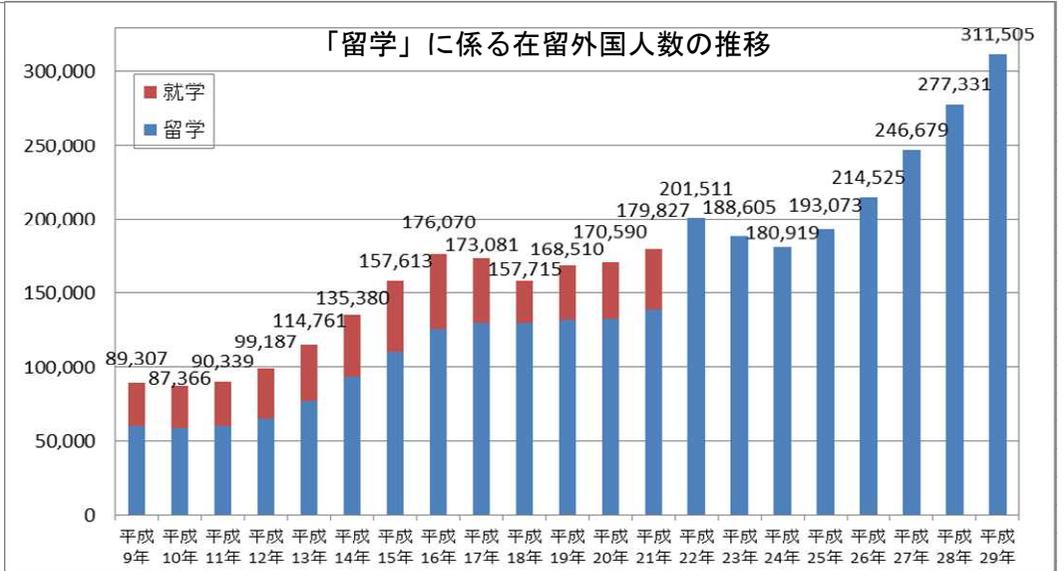
Ministry of Justice

平成30年9月

法務省 入国管理局

在留資格「留学」に係る新規入国者数・在留外国人数等

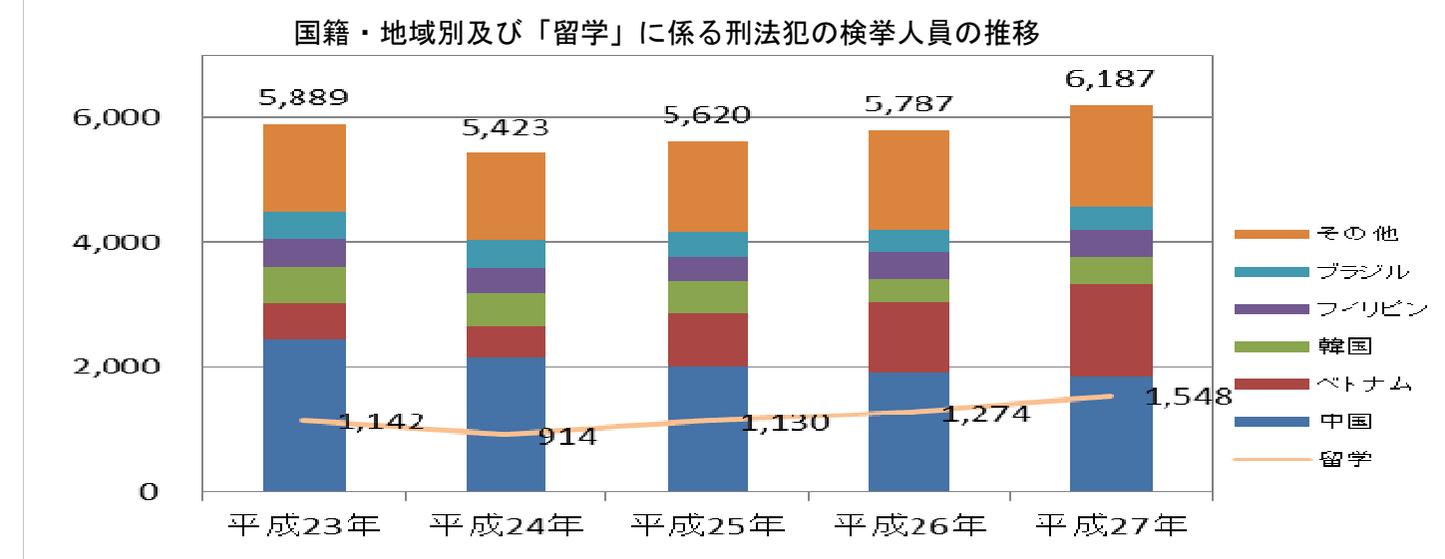
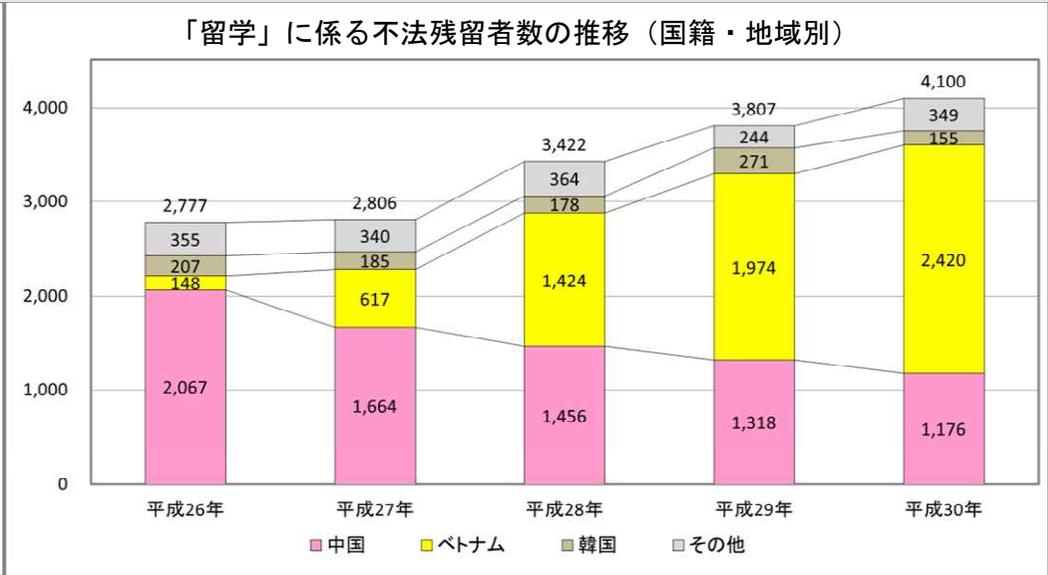
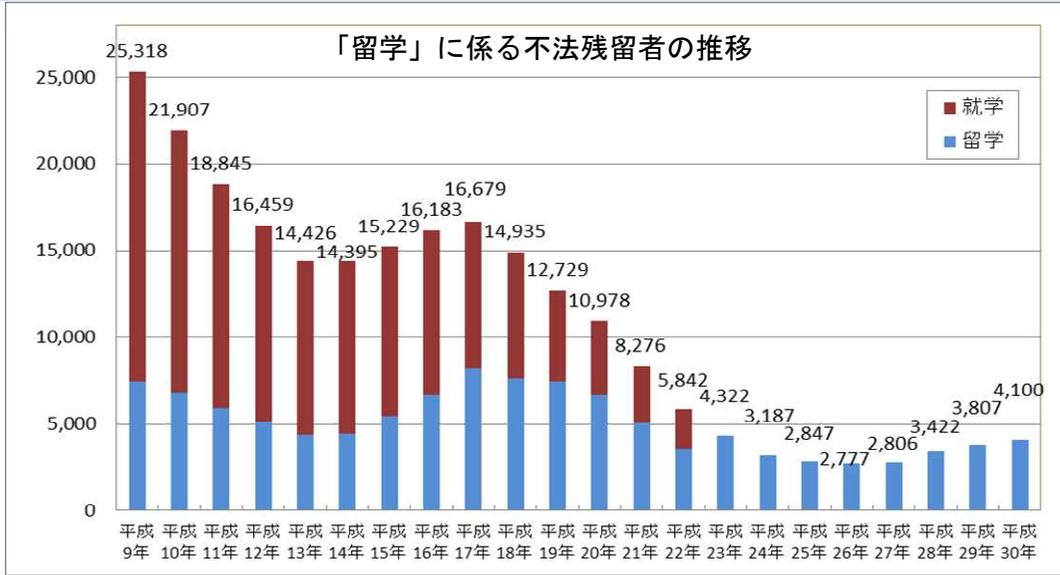
- 新規入国者数，在留外国人数ともに平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加する傾向にあったことを受け，経費支弁能力等に係る審査を徹底するなど慎重な審査を実施したこと等の影響で，平成16年に大幅に減少
- また，震災の影響により，新規入国者数は平成23年に，在留外国人数は平成23年及び平成24年に大幅に減少
- 国籍・地域別では，新規入国者数，在留外国人数ともに中国とベトナムで過半を占めており，ベトナム及びネパールは継続して増加傾向



(注1) 在留外国人数は各年末現在の数(平成23年までは外国人登録者数，平成24年以降は在留外国人数)。(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

(注3) 平成29年におけるネパールの新規入国者数は速報値である。

- 不法残留者数は，平成17年以降減少していたが，平成27年から増加傾向。国籍・地域別では中国が減少し，ベトナムが急増。
- 学種別に新たに不法残留となった者を比べると，大学や専修学校と比べて日本語教育機関から不法残留となる者が多い。
- 刑法犯の検挙人員は，国籍・地域別ではベトナムが増加傾向にあり，「留学」についても増加傾向にある（国籍・地域別在留資格別のデータは未公表）



資格外活動許可

- 留学生在アルバイトを行う場合には，入管法に基づく資格外活動許可を受けなければならない。
- 資格外活動許可の方式としては，包括許可により，1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の就労活動（いわゆる風俗店でを行うものを除く）を認めている。
- 平成29年末現在の「留学」に係る在留外国人人数約31万人のうち，約9割が資格外活動許可を有している。

(注1) 不法残留者数は各年1月1日現在の数。(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。(注3) 検挙人員の推移は警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」による。

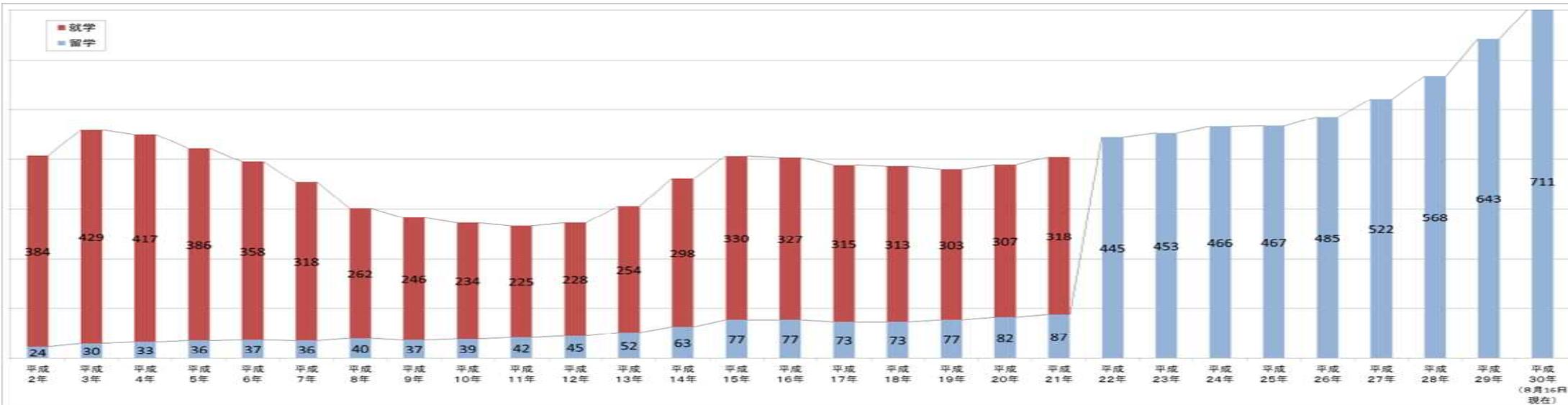
「日本語教育機関の告示基準」における適正な在留管理に係る主な要件

- 設置者及び校長その他の教員の欠格事由を明確に規定
不法就労助長行為を行った者などを欠格事由に規定
- 入学者の募集
教育課程の種類や入学金等の情報を適切な方法で正確かつ確実に提供
- 入学希望者の選考
学習意欲や経費支弁能力を適切な方法で確認
仲介者が関与する場合には、仲介者に支払う金額を把握
- 適切な在籍管理
1か月の出席率が8割を下回る生徒には改善指導
退学した生徒又は出席率が5割を下回る生徒については入管へ報告
資格外活動許可の有無及び内容を把握し、入管法令に違反しないよう適切な助言及び指導
- 告示後のフォローアップの措置
内容の変更があった場合に地方入管へ報告
地方入管からの求めに応じて基準への適合性等の点検結果を報告

日本語教育機関における在籍管理状況を判断する指標

- 在籍者数に占める新規に発生した不法残留者数の割合が5%以下であること。
- 出入国管理及び難民認定法第19条の17による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。
- その他、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

日本語教育機関数の推移



(注1)「日本語教育機関の告示基準」は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語機関に係る基準。

(注2)平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化。

問題点

- 留学生の新規入国者数は増加傾向にある一方、不法残留者も増加傾向にある。
- 日本語教育機関の中には、学校ぐるみで資格外活動許可の制限時間を大幅に超えるような就労活動をさせているものも存在する。
- 留学生の中には、資格外活動許可の範囲を超えて稼働する者も存在する。
- 留学生の刑法犯の検挙人員は増加傾向にある（警察庁「来日外国人犯罪の検挙状況」より）。

背景

- 留学生の本国と我が国との間には一般に相当な経済格差がある。
- 一部の日本語教育機関においては、適切な入学者選考や在籍管理が行われていない。
- 留学生に対し、1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間中は1日8時間以内）の包括的な資格外活動を許可しているところ、外国に所在する留学仲介業者の中には、日本に留学すると多額の金銭を稼ぐことができる等、誤った情報で学生を募集している事例がある。

日本語教育機関の告示基準の見直し(1)

1条1項 教育課程

- 6号 教育課程が次のいずれにも該当していること。
- イ～ハ (略)
 - ニ **修業期間1年当たりの授業期間が、定期試験等の期間を含め、35週にわたること。**
 - ホ～リ (略)

校長, 教員, 事務職員

- 10号 校長が、次のいずれにも該当していること。
- イ 日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。
 - ロ **他の日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの日本語教育機関に副校長(前記イを満たす者に限る。)を置いていること。ただし、隣地に立地する日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。**
- 17号 校長, 教員, 事務局の事務を統括する職員**及び生活指導担当者**が、第4号イからヲまでのいずれにも該当しないこと。

日本語教育機関の告示基準の見直し(2)

施設・設備(校地・校舎, 教室等)

21号 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからニまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校地(設置者の所有に属する部分を除く。)が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、**設置者(当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者)**が留学生受入れ事業(留学の在留資格をもって在留する者を生徒として適法に受け入れる事業をいう。以下同じ。)の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、**設置者(当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者)**が留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権を有しており、かつ、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ～ニ (略)

日本語教育機関の告示基準の見直し(3)

地方入国管理局への報告

41号 学則, 教育課程, 生徒の定員, 設置者(法人の場合にあっては, その代表者及び日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。), 校長, 教員, 事務局の事務を統括する職員, 校地又は校舎について変更があったときは, その変更内容を速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

1条2項

専修学校又は各種学校である日本語教育機関については, 前項第3号ロ, 第4号(イ, 二及びリからワまで(ワについてはイ, 二及びリからヲまでに係るものに限る。))を除く。), 第6号リ, 第10号, 第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。), 第13号から第22号まで, 第24号から第29号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は, 文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

1条3項

前項に規定する日本語教育機関以外の日本語教育機関については, 第1項第3号ロ, 第4号(イ, 二及びリからワまで(ワについてはイ, 二及びリからヲまでに係るものに限る。))を除く。), 第6号リ, 第10号, 第12号(同号括弧書に規定する専任教員の要件に係るものに限る。), 第13号から第22号まで, 第24号から第29号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は, 文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。